

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について
(答申案)

平成 2 2 年〇月

福島県環境審議会

目 次

1	産業廃棄物税の概要	
(1)	産業廃棄物税導入の経緯等	1
(2)	税制度の概要	1
(3)	他の地方公共団体における税制度	2
2	本県の産業廃棄物の状況	2
(1)	産業廃棄物の排出量等の状況	2
ア)	県内排出量の状況	2
イ)	最終処分量の状況	4
ウ)	県内流入量・県外流出量の状況	5
エ)	再生利用・減量化の状況	5
(2)	不法投棄の状況	6
(3)	廃棄物処理計画の目標達成状況	6
ア)	県内排出量の状況	6
イ)	最終処分量の状況	6
ウ)	再生利用・減量化の状況	6
3	産業廃棄物税の施行状況	7
(1)	申告納入・申告納付の状況	7
(2)	課税の特例の状況	8
(3)	主な使途事業の実績	8
4	産業廃棄物税の今後のあり方について	13
(1)	税導入の効果	13
ア)	県内排出量、最終処分量等に関する排出等抑制効果	13
イ)	その他の効果（意識調査結果等）	13
(2)	税制度継続の必要性	13
(3)	今後の税制度	13
ア)	課税方式（納税義務者、課税標準）	13
イ)	税率	14
ウ)	徴収方法	14
エ)	課税の特例（自社処分、特例納付）	14
オ)	その他（併せ産廃の扱い）	15
(4)	税の使途	15
5	その他	15
<参考資料>		
	排出事業者への意識調査結果	17
	他道府県における産業廃棄物税の概要	21

1 産業廃棄物税の概要

(1) 産業廃棄物税導入の経緯等

循環型社会の形成に向け、本県では、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等の自主的な取り組みの促進や法令等に基づく規制的手法により施策の拡充を図ってきた。

平成14年12月25日の本審議会において「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例について」の答申を行った際、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、これまでの規制的手法だけでなく市場経済の原理に沿った手法、いわゆる経済的手法の導入について検討する必要があるとの提言を行った。

それを受け、平成15年5月に県で設置した「産業廃棄物税等の経済的手法のあり方検討会」やその後の本審議会等での検討を経て、最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税する福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号）が平成17年3月25日に公布され、平成18年4月1日から施行されている。

なお、産業廃棄物税は、本県独自に導入された法定外目的税（※）である。

※法定外目的税とは、特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を各地方自治体が条例を定めて設ける税をいう。

福島県産業廃棄物税条例の附則において、施行後5年（平成23年3月）を目途として条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、今回、平成23年度以降の産業廃棄物税のあり方について検討を行った。

なお、福島県地方税制等検討会において税制面から専門的検討が行われ、平成22年6月18日に出された検討会報告書の内容も踏まえて総合的検討を加えた。

(2) 税制度の概要

ア) 目的

- 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等による減量化、適正処理の促進に関する施策をより一層推進する。

イ) 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

ウ) 課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

エ) 税率

1,000円/トン

オ) 徴収方法

- 排出事業者又は中間処理事業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収（※）とする。
※ 特別徴収とは、特別徴収義務者として登録した者が納税義務者から税を徴収し、県に納める制度。
- 排出事業者又は中間処理事業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付の方法による。

カ) 課税の特例

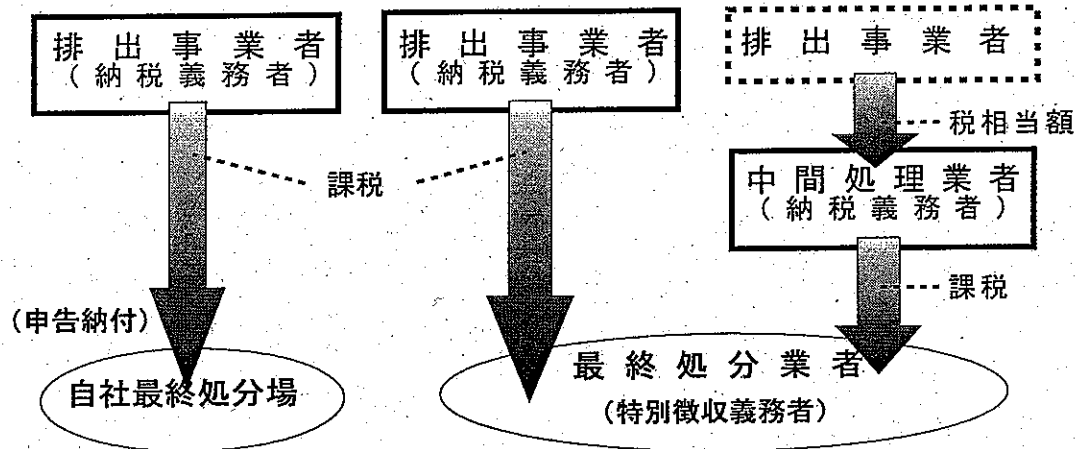
- 自社最終処分の場合は、その重量の1/2を課税標準とする。
- 排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分について1/2を課税標準とする。

キ) その他

○ 併せ産廃(※)は課税対象としない。

※併せ産廃とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物最終処分場等であわせて処理される産業廃棄物をいう。

◆税の仕組み図◆



(3) 他の地方公共団体における税制度 (P21~P23参照)

産業廃棄物に対する課税は、平成14年度に三重県が初めて導入して以来、平成22年3月現在で本県を含む27道府県で導入されている。

また、東北地方では6県すべてで導入されている。

産業廃棄物関係税を導入している27道府県のうち、排出事業者が年間搬入量から税額を計算して県に直接申告納付する方式(事業者申告納付方式)を採用しているのは2県のみであり、これ以外の道府県は最終処分業者等を特別徴収義務者とする方式(特別徴収方式)を採用している。

また、税率は、本県を含めた全27道府県において1トンあたり1,000円となっている。

現時点で見直し時期を迎えた21府県が制度を継続しており、東北地方では青森県、岩手県、宮城県、秋田県の4県が既に2期目に入っている。

2 本県の産業廃棄物の状況

(1) 産業廃棄物の排出量等の状況

ア) 県内排出量の状況

産業廃棄物の県内排出量は、平成15年度以降大幅な増減は見られないが、税の導入初年度である平成18年度をピークに減少している。また、火力発電所からの産業廃棄物を除いた県内排出量は、平成18年度をピークに年々減少している。これらは、主に景気の動向や社会情勢等の変化といった要因が影響していると考えられるが、産業廃棄物税の導入による効果も一定程度働いたと考えられる。

なお、火力発電所をはじめとする特例納付事業者(※)で県内排出量全体の2割以上を占め、年々排出量が増加しているのに対し、特例納付事業者以外では減少傾向にある。

※特例納付事業者とは、課税標準の特例（年間最終処分量1万トンを超える場合は、その超える部分について1/2を課税標準とする）を受けるために知事の承認を受けた事業者をいう。

表1 県内排出量の推移

(単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H22 目標(注)
排出量	8,387	8,465	8,454	8,632	8,469	8,344	8,514
前年度からの増減 (前年度比)	-	+78 (+0.93%)	△11 (△0.13%)	+178 (+2.11%)	△163 (△1.89%)	△125 (△1.48%)	-

(注) 福島県廃棄物処理計画(平成18年3月策定)の目標値

図1 県内排出量の推移

(単位：千t)

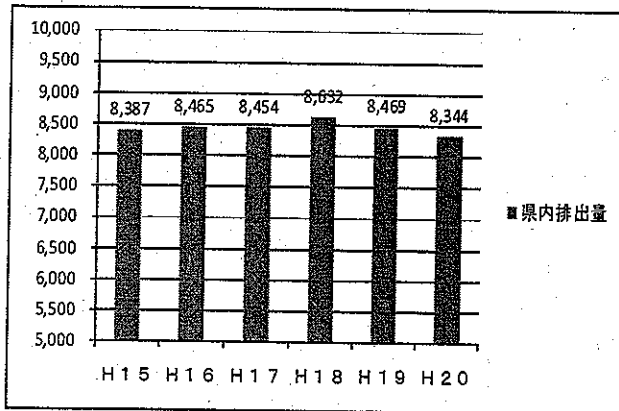


図2 火力発電所を除く県内排出量の推移

(単位：千t)

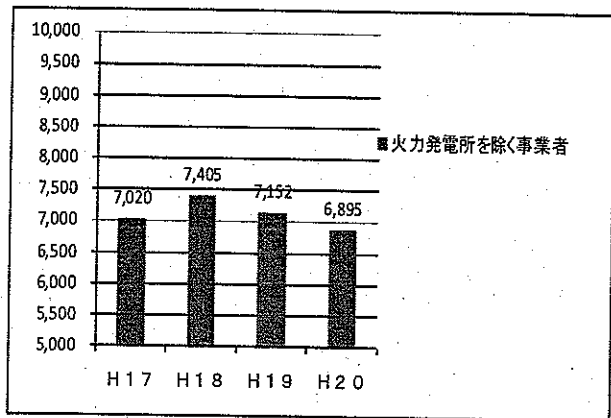
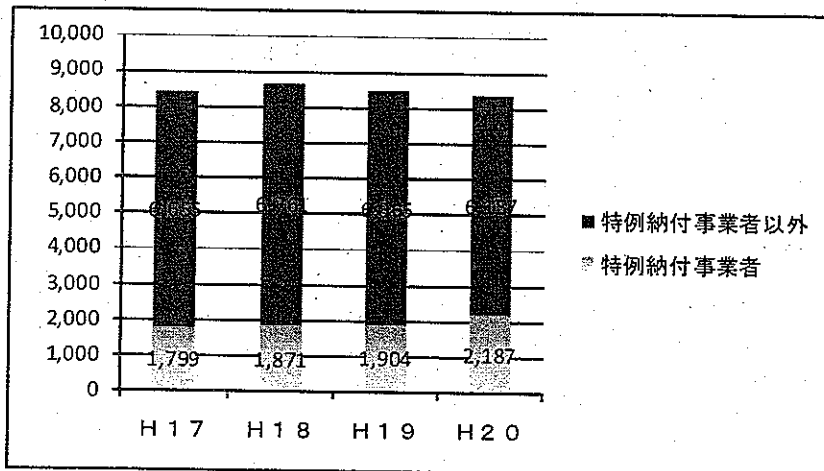


図3 特例納付事業者の県内排出量の推移 (単位：千t)



イ) 最終処分量の状況

産業廃棄物の最終処分量は、平成18年度以降増加傾向にある。一方で、火力発電所からの産業廃棄物を除いた最終処分量は、平成18年度以降年々減少しており、ア) 県内排出量の状況と同様、主に景気の動向や社会情勢等の変化といった要因が影響していると考えられるものの、各種リサイクル法に基づく施策と相まって産業廃棄物税の導入による効果も一定程度働いたと考えられる。

なお、最終処分量全体の76%（平成20年度）を特例納付事業者で占めており、特に火力発電所において、平成19年度、平成20年度と大幅に最終処分量が増加しているのに対し、特例納付事業者以外では減少傾向にある。

火力発電所からの産業廃棄物（主にばいじん）については、主にセメントの原料として再生利用されているが、排出量に大きな変動がない中で、景気の悪化等に伴い再生利用率が90%（平成18年度）から約70%（平成20年度）まで低下したことから、最終処分量が大幅に増加している。

表2 県内発生産業廃棄物の最終処分量等の推移

(単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H22 目標
最終処分量 (最終処分率)	615 (7.3%)	706 (8.3%)	637 (7.5%)	613 (7.1%)	696 (8.2%)	800 (9.6%)	596 (7.0%)
前年度からの増減 (前年度比)	-	+91 (+14.8%)	△69 (△9.8%)	△24 (△3.8%)	+83 (+13.5%)	+104 (14.9%)	-

$$\text{最終処分率} = (\text{最終処分量} / \text{産業廃棄物の県内排出量}) \times 100$$

図4 県内産廃の最終処分量と最終処分場における埋立量の推移 (単位：千t)

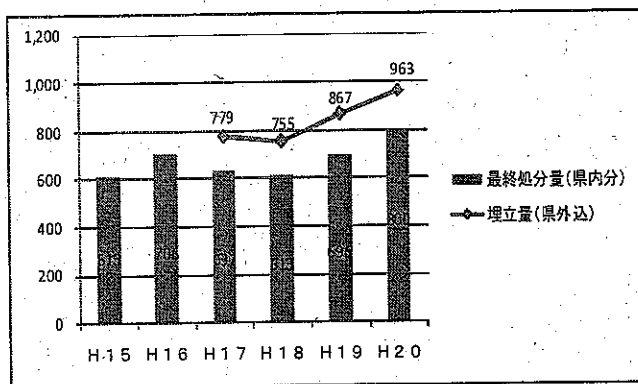


図5 火力発電所を除く県内産廃の最終処分量の推移 (単位：千t)

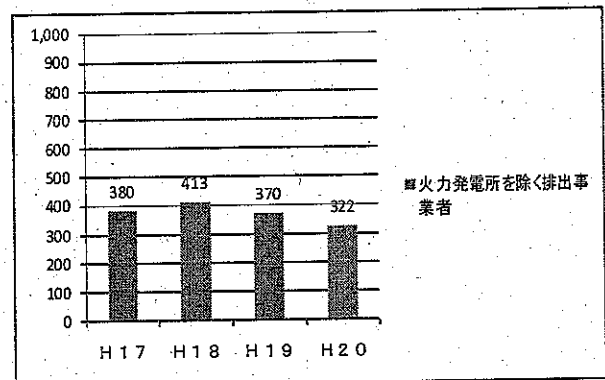
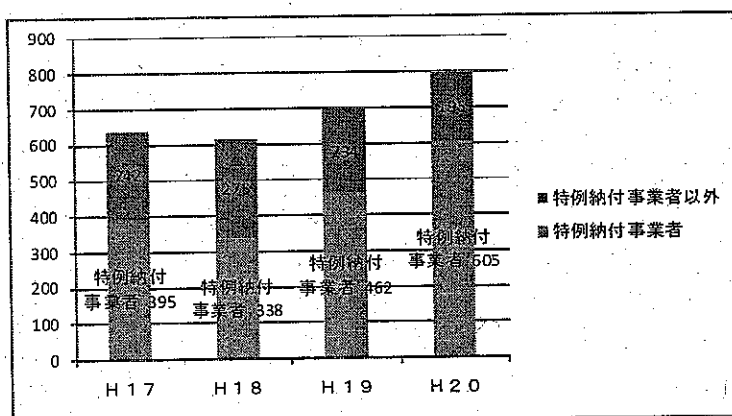


図6 特例納付事業者の最終処分量の推移 (単位：千t)



ウ) 県内流入量・県外流出量の状況

産業廃棄物の最終処分に係る県内流入量・県外流出量については、平成15年度以降大幅な増減は見られない。

表3 県内の最終処分場に県外から搬入された量

(単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
県外からの搬入量	77	-	103	138	138	121

表4 県外の最終処分場で最終処分された量

(単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
県外への搬出量	14	-	19	13	12	17

エ) 再生利用・減量化の状況

本県の再生利用・減量化率は平成15年度以降92%前後で推移していたものの、平成20年度は90.4%とやや落ち込んでいる。

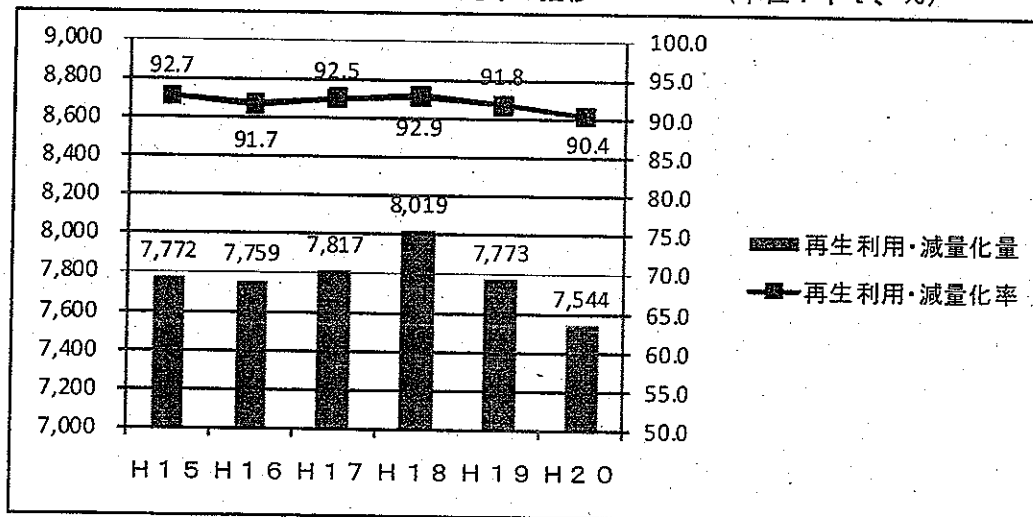
表5 再生利用・減量化量等の推移

(単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H22 目標
再生利用・減量化量	7,772 (92.7%)	7,759 (91.7%)	7,817 (92.5%)	8,019 (92.9%)	7,773 (91.8%)	7,544 (90.4%)	7,918 (93%)
再生利用量	3,305 (39.4%)	3,542 (41.9%)	3,549 (42.0%)	3,371 (39.1%)	3,555 (42.0%)	3,318 (39.8%)	3,043 (36%)
減量化量	4,467 (53.3%)	4,217 (49.8%)	4,268 (50.5%)	4,648 (53.8%)	4,218 (49.8%)	4,226 (50.6%)	4,875 (57%)

図7 再生利用・減量化量等の推移

(単位：千t、%)



(2) 不法投棄の状況

平成18年度以降、産業廃棄物税を活用し、不法投棄監視体制の大幅な強化を図った結果、産業廃棄物の不法投棄発見件数は減少傾向にあり、累次の廃棄物処理法の改正により罰則が強化されたことと相まって、税導入による一定の効果があったといえる。

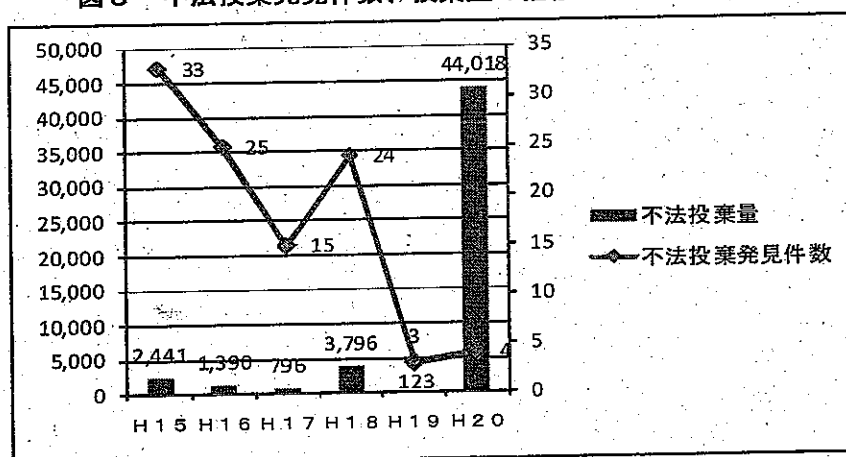
なお、平成20年度の4件のうち1件は、県外業者によりいわき市内山林へ44,000トンの建設混合廃棄物が不法投棄された事案であり、これを除くと3件18トンにとどまっている。

表6 不法投棄発見件数、投棄量の推移

(単位：件、トン)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
不法投棄発見件数	33	25	15	24	3	4
投棄量	2,441	1,390	796	3,796	123	44,018

図8 不法投棄発見件数、投棄量の推移 (単位：件、トン)



※産業廃棄物は投棄量が10トン以上、特別管理産業廃棄物は全てについての発見件数及び量

(3) 廃棄物処理計画の目標達成状況

ア) 県内排出量の状況

福島県廃棄物処理計画（平成18年3月策定。以下同じ。）において設定された平成22年度目標値（8,514千トン）に対しては、順調に推移しているといえるが、今後も産業廃棄物税を活用しながら再使用・再商品化が可能な製品開発の積極的な促進など、製造段階からの発生抑制をより一層推進する必要がある（2(1)ア)表1参照）。

イ) 最終処分量の状況

福島県廃棄物処理計画において設定された平成22年度目標値（596千トン）を達成できていない状況である。これは主に、火力発電所から発生する「ばいじん」のセメント等への再生利用が景気の悪化等に伴いなかなか進まないことが要因ではあるが、引き続き産業廃棄物税を活用しながら産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用をより一層推進するとともに、火力発電所に係るばいじん等については電気事業者自らの取組みなどにより、最終処分量の抑制に努めていく必要がある（2(1)イ)表2参照）。

ウ) 再生利用・減量化の状況

福島県廃棄物処理計画において設定された平成22年度目標値（再生利用・減

量化率93%)を達成するために、今後も産業廃棄物税を活用しながら産業廃棄物の再生利用、減量化をより一層推進していく必要がある(2(1)エ)表5参照)。

3 産業廃棄物税の施行状況

(1) 申告納入・申告納付の状況

産業廃棄物税は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため、本県独自に導入された法定外目的税である。

現在、県内の特別徴収義務者数は22(施設数25)であり、自社処分業者は15(施設数19)、特例納付事業者は4(施設数4)となっている。

主として、最終処分業者が納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から特別徴収を行い「申告納入」しているところであり、排出事業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合(自社最終処分)については、納税義務者自らが「申告納付」を行っている(1(2)税の仕組み図参照)。

これまでのところ適切に申告納入・申告納付が行われている。

各年度の収入状況等は表7のとおりである。

初年度である平成18年度の税収額は3億8千万円であるのに対し、翌19年度の税収額は5億7千万円とかなり開きがあるが、本税は3か月分をまとめて翌月納入納付することとなっており、平成19年1月から3月までの3ヶ月分は平成19年度の歳入として取り扱われたためである。

したがって、平成18年度は3四半期分の税収、平成19年度以降は4四半期分の税収となっている。

また、会計処理の透明性を確保するため、産業廃棄物税基金(福島県産業廃棄物税基金条例(平成18年福島県条例第15号))を設け適正に管理している。

なお、平成18年度、平成19年度は、制度開始後間もないこともあり、税収に対して事業充当額が十分とはいえなかったが、平成20年度以降は、税収に見合った事業充当を行っている。

表7 税収等の推移

(単位:千円)

	H18算	H19算	H20算	H21算
税 収 額 (a)	379,567	570,641	604,211	497,557
歳 出 還 付 ※ (b)	-	302	33	-
徴 税 費 用 (7%) (c)	26,570	39,924	42,293	34,829
基金利息積立 (d)	167	1,078	2,135	1,041
事業充当額 (e)	206,956	301,077	537,297	497,900
基金残高 (f) = (a) - (b) - (c) + (d) - (e) + 前年度の基金残高	146,208	376,624	403,347	369,216
(単年度の基金残高)	(146,208)	(230,416)	(26,723)	(△34,131)

※歳出還付とは、特別徴収義務者が過年度に納付した税のうち、排出事業者の倒産等により徴収不能となった分を還付するもの。

(2) 課税の特例の状況

3 (1) 表7で示した税収額のうち、課税の特例を受ける自社処分業者、特例納付事業者ごとの収入状況の推移は表8のとおりであり、平成20年度までの3カ年で特例納付事業者からの税収が大幅に増加しているが、平成21年度の税収はいずれも減少している。

表8 税収等の推移 (単位：円)

年 度	H18決算	H19決算	H20決算	H21決算
特別徴収義務者	282,916,226	413,483,168	376,276,212	289,103,553
自社処分業者(※)	5,793,995	3,864,344	4,013,337	3,029,123
特例納付事業者	90,857,127	153,293,494	223,921,617	205,423,997
合 計	379,567,348	570,641,006	604,211,166	497,556,673

※(注) 特例納付事業者を除く

(3) 主な用途事業の実績

産業廃棄物税収の目的別の事業充当額は表9のとおりである。

平成18年度の事業充当額は9事業で2億7百万円であったが、平成19年度は14事業で3億百万円、平成20年度は29事業で5億3千7百万円、平成21年度は33事業で4億9千8百万円と、順次、充実が図られている。

表9 目的別の事業充当額 (単位：千円)

目 的 別	H18 決算	H19 決算	H20 決算	H21 決算	4カ年 合計
産業廃棄物排出量の抑制	35,651 2事業	98,426 3事業	132,703 4事業	114,191 4事業	380,971 13事業
リサイクル(物質循環)の推進	3,749 1事業	10,077 1事業	13,396 3事業	9,673 3事業	36,895 8事業
産業廃棄物処理施設の整備促進	4,158 1事業	30,165 4事業	122,673 8事業	105,172 8事業	262,168 21事業
産業廃棄物に関する県民理解の促進	3,173 1事業	3,382 1事業	30,893 6事業	37,153 8事業	74,601 16事業
不法投棄の未然防止	132,712 2事業	125,568 2事業	201,760 5事業	188,208 6事業	648,248 15事業
その他産業廃棄物税の目的に適合する事業	27,513 2事業	33,459 3事業	35,872 3事業	43,503 4事業	140,347 12事業
合 計	206,956 9事業	301,077 14事業	537,297 29事業	497,900 33事業	1,543,230 延べ85事業

平成18年度から4カ年で、産業廃棄物税を活用した主な事業は次のとおりである。

産業廃棄物排出量の抑制

380,971千円

○産業廃棄物減量化・再資源化技術支援事業(商工労働部)

県ハイテクプラザにおいて、排出事業者等による産業廃棄物の減量化、再資源化の取組み(「酸化セリウム系ガラス研磨剤のリサイクル」、「陶器瓦廃棄物の再生利用」の研究)に対し、技術面からの支援を行った。

○産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業（商工労働部）

産業廃棄物の排出を抑制する製造技術、または再生利用が進んでいない産業廃棄物の再生利用技術を開発する企業等を公募し、審査会による選定のうえ補助金を交付した。

（補助件数） ⑩ 8事業者、⑪ 7事業者、⑫ 11事業者、⑬ 5事業者

○産業廃棄物抑制及び再利用施設整備等支援事業（生活環境部）

排出事業者が排出抑制等を目的とした施設や設備を整備する場合に補助金を交付した。

（補助件数） ⑩ 2事業者、⑪ 3事業者、⑫ 5事業者、⑬ 6事業者

○農業用使用済プラスチック総合対策事業（農林水産部）

農業用使用済プラスチックの適正処理やリサイクルを推進するため、普及啓発活動を実施した。また、土壌中の微生物によって分解される生分解性マルチの導入団体等に補助金を交付し、産業廃棄物の排出抑制を図った。

（補助件数） ⑫ 4件 ⑬ 3件

リサイクル（物質循環）の推進

36,895千円

○産業廃棄物減量・リサイクル総合対策事業（生活環境部）

「うつくしま、エコ・リサイクル製品」の利用拡大を図るため、製品の認定、普及啓発等に総合的に取り組んだ。（認定件数） ⑫ 累計：52製品 ⑬ 累計：55製品

○食品リサイクル促進事業（農林水産部）

県内における食品廃棄物の発生量及び再生利用等の実態等を把握するとともに、食品リサイクル促進のための普及啓発に努めた。また、食品廃棄物の飼料化に必要な技術開発及び飼育実証試験等を行った。

産業廃棄物処理施設の整備促進

262,168千円

○産業廃棄物排出事業者適正処理推進事業（生活環境部）

産業廃棄物の排出事業者を訪問し、産業廃棄物の適正処理推進ガイドを基に、助言等を行った。

（訪問事業場数） ⑩ 2,204箇所、⑪ 2,457箇所

○ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業（生活環境部）

中間処理業者が有価物として販売する中間処理物におけるダイオキシン類等の有害物質調査を行うとともに、最終処分場に埋め立てられる燃え殻及び最終処分場からの放流水に含まれるダイオキシン類の濃度調査を行った。

○産業廃棄物最終処分場環境ホルモン等影響調査事業（生活環境部）

環境ホルモン等の化学物質が野生生物や生態系へ及ぼす影響を未然に防止するため、発生源対策として最終処分場における排出実態等を調査し、排出抑制対策を推進した。

○産業廃棄物関係モニタリング機能強化事業（生活環境部）

産業廃棄物焼却炉や最終処分場等の排出基準の遵守、周辺環境汚染の有無を確認するため、放流水や土壌等の調査分析に必要な機器を整備した。

○ダイオキシン類発生源総合調査事業（生活環境部）

産業廃棄物の焼却施設について、排出ガス、放流水、周辺大気、周辺土壌の調査を行い、ダイオキシン類に係る環境基準等の適合状況を把握した。

○アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業（生活環境部）

石綿含有廃棄物処理施設や建築物等の解体工事現場等周辺の大気中アスベスト濃度を測定し、アスベストの飛散状況を把握するとともに、事業者への指導を徹底して健康被害の防止を図った。

産業廃棄物に関する県民理解の促進

74,601千円

○廃棄物学習の環づくり事業(旧：廃棄物関係環境教育推進事業)(生活環境部)

県民の廃棄物学習の機会の増大を図るため、県とNPOが一体となって出前講座やイベント等で廃棄物についての普及啓発を行い、県民の環境意識の高揚を図った。

(講座等開催数) ㉑ 31回

○ふくしま環境・エネルギーフェア開催事業(生活環境部)

地球温暖化対策を県民運動として展開するため、廃棄物減量化、リサイクル、省エネルギー、新エネルギーなど環境・エネルギーの総合的なイベントを開催した。

○「もったいない」の心が生きる社会づくり事業(生活環境部)

廃棄物の減量化及び有効利用を図るため、絵画コンクールなどを通し「もったいない運動」の推進を図った。

不法投棄の未然防止

648,248千円

○不法投棄防止総合対策事業(生活環境部)

不法投棄監視員や監視カメラの設置など、不法投棄の未然防止対策の強化、早期発見体制の充実を図るとともに、不法投棄防止活動を行っている団体に補助金を交付するなど不法投棄防止のための総合的な対策を実施した。

○産業廃棄物優良処理業者等育成支援事業(生活環境部)

処理業者の優良性の判断に係る評価制度への参加を目指す処理業者を支援するとともに、適正処理のための技術開発を行う処理業者に対して補助金を交付した。

(補助件数) ㉒ 2事業者、㉓ 1事業者、㉔ 2事業者

○産業廃棄物処理業務研修会開催事業(生活環境部)

産業廃棄物の適正処理等を学んでもらうため、排出事業者や産業廃棄物処理業者を対象とした研修会を開催した。

その他産業廃棄物税の目的に適合する事業

140,347千円

○産業廃棄物不法投棄防止広報事業(生活環境部)

産業廃棄物に対する意識を高め、適正処理の推進を図るため、産業廃棄物の不法投棄防止などについて、排出事業者及び県民に対し、新聞による広報を行った。

○産業廃棄物税交付事業(生活環境部)

中核市(郡山市、いわき市)が行う、産業廃棄物税の目的に合致した事業の実施に対し、交付金を交付した。

産業廃棄物税充当事業一覧【決算額】

単位:千円

	部局名	事業名	18年度	19年度	20年度	21年度	4カ年合計
1 産業廃棄物排出量の抑制			35,651	98,426	132,703	114,191	380,971
①産業廃棄物排出量の抑制、排出量の削減への技術的・経済的支援			35,651	98,426	132,703	114,191	380,971
	商工労働部	産業廃棄物減量化・再資源化技術支援事業		14,122	10,531	16,926	41,579
	商工労働部	産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業	20,029	46,701	29,257	20,144	116,131
	生活環境部	産業廃棄物抑制及び再利用施設整備等支援事業	15,622	37,603	87,820	71,836	212,881
	農林水産部	農業用使用済プラスチック総合対策事業			5,095	5,285	10,380
2 リサイクル(物質循環)の推進			3,749	10,077	13,396	9,673	36,895
①リサイクル技術の導入支援			3,749	10,077	6,157	4,904	24,887
	生活環境部	産業廃棄物減量・リサイクル総合対策事業	3,749	10,077	6,157	4,904	24,887
②環境産業の育成					1,988	970	2,958
	土木部	うつくしま、エコ・リサイクル製品活用促進事業			1,988	970	2,958
③企業間の情報交換ネットワーク構築					5,251	3,799	9,050
	農林水産部	食品リサイクル促進事業			5,251	3,799	9,050
3 産業廃棄物処理施設の整備促進			4,158	30,165	122,673	105,172	262,168
①産業廃棄物処理業者の情報公開支援			4,158	1,731	1,735	2,084	9,708
	生活環境部	産業廃棄物業者情報提供環境整備事業	4,158	1,731	1,735	2,084	9,708
②処分場への不安感の払拭				28,434	120,938	101,868	251,240
	生活環境部	産業廃棄物排出事業者適正処理推進事業		17,068	23,299		40,367
	生活環境部	ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業		6,850	9,107	8,030	23,987
	生活環境部	産業廃棄物最終処分場環境ホルモン等影響調査事業		4,516	11,936	867	17,319
	生活環境部	産業廃棄物関係モニタリング機能強化事業			48,179	74,777	122,956
	生活環境部	ダイオキシン類発生源総合調査事業			8,820	13,381	22,201
	生活環境部	アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業			15,970	1,215	17,185
	生活環境部	産業廃棄物排出事業場等に係る水質保全対策事業			3,627	3,598	7,225
③処分場の周辺環境整備						1,220	1,220
	生活環境部	産業廃棄物処理施設等周辺環境整備事業				1,220	1,220
4 産業廃棄物に関する県民理解の促進			3,173	3,382	30,893	37,153	74,601
①産業廃棄物に関する県民理解の促進、環境教育・学習の振興			3,173	3,382	30,893	37,153	74,601
	生活環境部	廃棄物学習の環づくり事業(旧:廃棄物関係環境教育推進事業)	3,173	3,382	3,411	3,610	13,576
	生活環境部	地球温暖化防止のための「福島議定書」事業			4,137	6,276	10,413
	生活環境部	体験的環境教育指導員トレーニング講座事業			1,492	1,499	2,991
	生活環境部	ふくしま環境・エネルギーフェア開催事業			12,030	11,895	23,925
	生活環境部	「もったいない」の心が生きる社会づくり事業			8,600	6,467	15,067
	生活環境部	廃棄物排出事業者排出減量化対策事業			1,223	1,223	2,446

生活環境部	エコポイントによる環境活動促進事業				4,433	4,433
生活環境部	みんなで守る水辺環境保全事業				1,750	1,750
5 不法投棄の未然防止		132,712	125,568	201,760	188,208	648,248
①不法投棄防止対策の強化		127,445	122,814	182,154	167,426	599,839
生活環境部	不法投棄防止総合対策事業	127,445	122,814	182,154	167,426	599,839
②優良な処理業者の育成		5,267	2,754	6,692	3,187	17,900
生活環境部	産業廃棄物優良処理業者等育成支援事業	5,267	2,754	4,440	405	12,866
生活環境部	化学物質安全・安心社会づくり促進事業			2,252	2,782	5,034
③事業者に対する啓発				12,914	17,595	30,509
生活環境部	電子マニフェスト普及促進事業(旧:産業廃棄物管理票普及啓発事業)			7,693	899	8,592
生活環境部	産業廃棄物処理業務研修会開催事業			5,221	4,286	9,507
生活環境部	産業廃棄物管理票報告書受付管理事業				12,410	12,410
6 その他産業廃棄物税の目的に適合する事業		27,513	33,459	33,872	43,503	140,347
生活環境部	産業廃棄物不法投棄防止広報事業		5,591	5,591		11,182
生活環境部	産業廃棄物排出処理状況確認調査事業	2,966	2,868	5,281	9,489	20,604
生活環境部	産業廃棄物税交付事業	24,547	25,000	25,000	24,095	98,642
生活環境部	産業廃棄物排出事業者等水質管理システム整備事業				8,333	8,333
生活環境部	産業廃棄物税管理事業				1,586	1,586
合計		206,956	301,077	537,297	497,900	1,543,230

4 産業廃棄物税の今後のあり方について

(1) 税導入の効果

ア) 県内排出量、最終処分量等に関する排出等抑制効果

景気の動向や社会情勢等の変化、循環型社会づくりにむけた本県の総合的な取組みの中で、産業廃棄物税のみによる効果を測ることは困難であるが、県内排出量は着実に減少しており、さらに火力発電所からの産業廃棄物を除くと、最終処分量も税導入後大幅に減少するなど、産業廃棄物税の導入による効果も一定程度働いたと考えられる。

また、産業廃棄物税を活用し、①産業廃棄物排出量の抑制、②リサイクルの推進、③産業廃棄物処理施設の整備促進、④産業廃棄物に関する県民理解の促進、⑤不法投棄の未然防止の5つの主な柱に沿って各種施策を展開してきた。その結果、不法投棄発見件数が減少傾向にあるなど、税充当事業による一定の効果が認められる。

イ) その他の効果（意識調査結果等）

県内の多量排出事業者（年間500トン以上。埋立処分をしていない事業者等を除く。）を対象とした意識調査の集計結果（P17～P19参照）では、「税導入により排出抑制、減量化等が促進されたか」という設問に対して、「促進された」という回答が61.1%（複数回答あり）、「税導入により埋立処分量が変化したか」という設問に対して、「削減した」という回答が42.6%、「税導入により社員の意識等にどのような影響があったか」という設問に対し、「何らかの効果があつた」という回答が55.9%となっており、税導入による一定の効果がうかがえる。

また、上記意識調査を補足する意味で、県内の排出事業者7社（火力発電所含む）、中間処理業者5社、最終処分業者5社及び中核市2市に対し産業廃棄物税に関する個別のヒアリングを行った結果、排出事業者からのリサイクルの相談が増えたことや社員の意識改革につながったことなど、税導入により何らかの効果があつたという意見が多く見られた。

(2) 税制度継続の必要性

本県の産業廃棄物施策は、今後とも法令による規制的手法、事業者の自主的取組による手法、産業廃棄物税などの経済的手法など、適切な政策の組み合わせ（ポリシーミックス）により対応し、福島県廃棄物処理計画の目標達成を効率的・効果的に進めることが重要である。そのような中で、産業廃棄物税については（1）に記載のとおり、産業廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を促す上で一定の効果があり、その役割は大きい。

税導入後、産業廃棄物の県内排出量は減少しているものの、再生利用・減量化率は、福島県廃棄物処理計画において定められた平成22年度目標値を達成しておらず、より一層の3R（排出抑制や再生利用等）への取組みが必要である。さらに、悪質巧妙化される不法投棄の根絶に向けた未然防止体制の強化、早期発見・拡大防止体制の充実など総合的な対策が今後も維持されていく必要がある。

このようなことから、持続可能な循環型社会を形成していくための貴重な財源として、産業廃棄物税を継続することが適当であると考えられる。

(3) 今後の税制度

ア) 課税方式（納税義務者、課税標準）

本県では、県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者に対し、搬入する産業廃棄物の重量に応じて産業廃棄物税を課している。税導入後4年が経過し税制度自体が定着してきており、施行後5年での変更はコス

とも大きい上、納税者等に混乱を生じさせる恐れがあることから、現行の課税方式を継続することが適当であると考え。

なお、中間処理業者から排出事業者に対する中間処理料金への産業廃棄物税相当額の転嫁が適正に行われるよう、引き続き、排出事業者等に対し、制度の周知徹底を図る必要がある。

イ) 税率

現行の1トン当たり1,000円という税率は、県内の企業活動に多大な影響を与えているものではなく、排出事業者等へのヒアリング結果からも概ね了解が得られている。

また、産業廃棄物の県内外の流出入を助長しているという状況も見られない。

現時点で、東北6県を始め産業廃棄物税を導入している27道府県では、更新済みの自治体も含め、税率を産業廃棄物1トン当たり1,000円とすることを基本としており、他自治体との均衡はとれていることから、現在の税率を継続することが適当であると考え。

ウ) 徴収方法

本県が採用する「最終処分業者特別徴収方式」は、最終処分場の設置者を特別徴収義務者とするため、課税対象となる産業廃棄物の把握が容易であり、納税者の事務負担や徴税コストも小さい。また、産業廃棄物の排出抑制に加え、中間処理業者による減量化や再生利用を促すことが期待できる。

一方で、三重県、滋賀県が採用する「事業者申告納付方式」は、排出事業者に直接税負担を課すものであり、排出抑制などのインセンティブをかけやすいというメリットはあるが、納税者の数が多くなるため、年間搬入量が一定量に満たない場合は課税しないという「免税点」を設定せざるを得なく、税の公平性という点で問題がある。

以上を考慮すれば、本県では現行の徴収方法を継続することが適当であると考え。

なお、特別徴収義務者は、税の徴収にあたって多大な事務負担や立替払いによるリスクを負っており、これらの負担やリスクの軽減について考慮する必要もある。

エ) 課税の特例（自社処分、特例納付）

本県では、自社の最終処分場に搬入する場合、その重量の1/2を課税標準とする課税の特例を設けている。循環型社会の推進のためには一律に課税すべきという意見もあるが、自社最終処分の場合、多額の投資や努力により自社処分場を確保し自ら処理することで、排出事業者責任による自己処理に努めていることを考慮する必要がある。

また、排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合、その超える部分について1/2を課税標準とする課税の特例を設けている。これも自社処分の特例と同様、循環型社会の推進のためには一律に課税すべきという意見もあるが、排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した税制度が望ましく、特定の納税者にあまり高額な税負担が発生する場合には一定の軽減措置も必要である。

さらに、福島県税制等検討会において、税制度の定着を第一に考えるべきであって、課税の特例についても、今後5年間は現状のまま継続すべきとの意見があったところである。

以上を考慮すれば、現行の課税の特例措置（自社処分、特例納付）を継続することが適当であると考え。

オ) その他（併せ産廃の扱い）

本県では、一般廃棄物とあわせて処理される産業廃棄物（併せ産廃）については、これまで課税対象外としてきたが、税の公平性の観点から基本的には課税対象とすべきである。ただし、福島県地方税制等検討会報告書に示されているとおり、排出事業者の理解を得る必要があること、現在の厳しい経済状況の中で新たな負担を求めることの是非、徴税コストとの兼ね合い及び課税手法に関する調査研究の必要性といった課題もあることから、まずはこれら課題を解決することが重要であり、その上で課税対象に加えるべきである。なお、課税対象に加える場合には、十分な周知期間を設けること等に留意する必要がある。

(4) 税の使途

産業廃棄物税は、次のような事業の財源とすべきである。

- ◇ 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・ 産業廃棄物排出量の抑制、排出量の削減への技術的・経済的支援
- ◇ リサイクル(物質循環)の推進
 - ・ リサイクル技術の導入支援
 - ・ 環境産業の育成
 - ・ 企業間の情報交換ネットワークの構築
- ◇ 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・ 産業廃棄物処理業者の情報公開支援
 - ・ 処分場への不安感の払拭
 - ・ 処分場の周辺環境整備
- ◇ 産業廃棄物に関する県民理解の促進
 - ・ 産業廃棄物に関する県民理解の促進、環境教育、学習の振興
 - ・ 優良な処理業者の育成
- ◇ 不法投棄の未然防止
 - ・ 不法投棄防止対策の強化
 - ・ 事業者に対する啓発
- ◇ その他産業廃棄物税の目的に適合する事業

特に、産業廃棄物に係る3R（排出抑制や再生利用等）の促進のための技術開発・導入などの施策を充実・強化すべきである。

また、産業廃棄物に起因する事案であって地域住民の生活環境の確保のために必要な場合には、市町村等が行う不法投棄事案の原状回復措置その他講ずべき施策に対し、一定のルールのもと支援等を行うことも新たに検討する必要がある。

なお、産業廃棄物税の使途、成果等について、引き続き、県ホームページ等を通じて情報開示を行い、税負担者である排出事業者や産業廃棄物処理業者の理解を深めるとともに、広く県民に対しても周知し理解を得るよう努めるべきである。

5 その他

社会経済情勢の推移や税制度の施行状況を勘案し、制度見直しの機会を確保する観点から、一定期間（5年程度）を目安として必要な見直しを行うこととすべきである。

特に、課税の特例については、経済情勢の推移等を見ながら次期見直し期に再度検討する必要がある。

排出事業者への意識調査結果

産業廃棄物税に関する排出事業者意識調査結果について

産業廃棄物税を負担している排出事業者の税導入後の意識を把握するため、県内の多量排出事業者（年間500トン以上）を対象にアンケート調査を実施した結果、次のとおりとなった。

調査実施時期：平成21年8月

対象事業者数：489、回答総数：326、回答率：67%

設問1

貴事業所では産業廃棄物税制度の導入によって、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル等が促進されましたか。〈複数回答あり〉

※税導入による産業廃棄物等の動向をより適正に把握するため、「埋立処分をしていない」、「従来から埋立量が少ない」事業者は集計から除外している。

(回答総数136)

1. 排出抑制が促進された	20.6%
2. 自社内での中間処理による減量化が促進された	4.4%
3. 自社内での再利用、リサイクルが促進された	14.0%
4. 委託先の選定により減量化・再生利用が促進された	22.1%
5. 特に促進はされなかった	39.7%
6. 無回答	11.8%

61.1%

設問2

貴事業所では産業廃棄物税制度の導入後、自社処分又は委託による埋立処分量（最終処分量）は変化しましたか。

※税導入による産業廃棄物等の動向をより適正に把握するため、「埋立処分をしていない」、「従来から埋立量が少ない」事業者は集計から除外している。

(回答総数136)

1. 埋立処分量の削減のための取組みにより、埋立処分量が削減した	42.6%
2. 従来から埋立処分量が多いが、ほとんど変化はない	25.0%
3. 埋立処分量が増加した	3.7%
4. その他	9.6%
5. 無回答	19.1%

〔4〕その他の回答：フリー記述

・導入に関係なく削減活動を実施中

設問3

貴事業所では税制度の導入によって、処理コストや減量化・リサイクル等に対する社員の意識にどのような影響（効果）がありましたか。

※税導入による産業廃棄物等の動向をより適正に把握するため、「埋立処分をしていない」、「従来から埋立量が少ない」事業者は集計から除外している。

(回答総数136)

1. 埋立処分等の抑制により、結果的には処理コスト削減につながった	24.3%	} 55.9%
2. 社員の意識改革につながったが、処理コスト削減までには至らなかった	22.8%	
3. 社員の意識改革につながったが、処理コストが増えた	8.8%	
4. ほとんど影響（効果）はなかった	32.4%	
5. 無回答	11.7%	

設問4

産業廃棄物税の税収を活用した取組みとして、どのような事業が望ましいと思われますか。〈複数回答あり〉

1. 排出抑制・減量化・リサイクル効果が高い施設整備等への支援	45.1%
2. 排出抑制・減量化・リサイクル等の促進のための技術開発への支援	46.6%
3. リサイクル製品の認定や普及・利用促進	23.9%
4. 処分場等の周辺環境に対する影響調査、監視・指導	23.0%
5. 産業廃棄物に関する環境教育、広報活動	20.9%
6. 不法投棄防止対策	45.1%
7. 排出事業者等に対する適正処理の普及・啓発	15.6%
8. その他新たな活用方法	2.8%

〔「8」その他の回答：フリー記述〕

- ・電子マニフェストシステムの助成金（中小収集運搬業者対象）
- ・公共関与により整備する最終処分場設置費用に充当する
- ・産業廃棄物処理施設整備事業
- ・新規処分場建設予定者への援助

他道府県における産業廃棄物税の概要

他道府県における産業廃棄物税の概要

施行年月日	道府県名	名称	課税方式	税額等(円/ト)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の有無
平成14年4月1日	三重県	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量1000t未満は免税	課税	制度継続(期間延長のみ)
		産業廃棄物処埋税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続(期間延長のみ)
平成15年4月1日	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	制度継続(期間延長のみ)
		産業廃棄物処分場税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・公共下水道等から生じた汚泥、その燃えがら等は非課税	非課税	制度継続(期間延長のみ)
平成16年1月1日	青森県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続(期間延長のみ)
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続(期間延長のみ)
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/ト	課税	制度継続(期間延長のみ)
平成16年4月1日	滋賀県	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量500t未満は免税	課税	制度継続(期間延長のみ)
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続(期間延長のみ)
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続(期間延長のみ)
平成16年4月1日	山口県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	制度継続(期間延長のみ)
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続(期間延長のみ)
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続(平成22年度に見直し予定)
平成17年4月1日	福岡県	産業廃棄物減量税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続(期間延長のみ)
		産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		制度継続(徴収猶予をした場合の延滞金の特例措置等改正あり)
		産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000 焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税	課税	制度継続(期間延長のみ)
平成17年4月1日	佐賀県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		制度継続(徴収猶予をした場合の延滞金の特例措置等改正あり)
		産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		制度継続(徴収猶予をした場合の延滞金の特例措置等改正あり)

施行年月日	道府県名	名称	課税方式	税額等(円/t)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の有無						
平成17年4月1日	大分県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000 焼却施設への搬入800	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設 年間搬入量1万トン超は税率軽減 	課税	制度継続(期間延長のみ)						
								鹿兒島県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税 	課税	制度継続(期間延長のみ)
熊本県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	<ul style="list-style-type: none"> 指定副産物(石灰灰に限る)の埋立処分は税額の1/4を減免。 自社処分(管理型最終処分場)は税額の1/4を減免。 	課税(軽減あり)	制度継続(期間延長のみ)							
							福島県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	<ul style="list-style-type: none"> 自社処分場への搬入及び年間最終処分量が1万t超の部分については課税標準を1/2 	課税(軽減あり)	
平成18年4月1日	沖繩県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	<ul style="list-style-type: none"> 自社処分(管理型最終処分場)は、重量の1/4を控除。 上記に該当し、かつ指定副産物(石灰灰に限る)の公有水面埋立区域内への搬入は重量の1/2を控除 	課税(軽減あり)							
								北海道	循環資源利用促進税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	課税	
平成19年4月1日	愛媛県	資源循環促進税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	<ul style="list-style-type: none"> 自社処分は500円/t 	課税(軽減あり)							

27

(注)税額の※は減免等があるもの